

「全国旅行支援事業」同意書（1月以降分）

（宿泊施設用）

「全国旅行支援事業」における宿泊取扱事業者として参画するにあたり、以下の項目に同意します。

※内容確認のうえ、にチェック をお願いします。

- 鳥取県内に所在し、旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けた者で宿泊業を営む施設又は住宅宿泊事法第3条第1項の届出により住宅宿泊事業を営む施設である。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設ではありません。
- 鳥取県暴力団排除条例を遵守します。
- その他関係法令や公序良俗に反しません。
- 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会及び日本旅館協会、全日本シティホテル連盟が策定した「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」を参考に、施設の実情に合わせた感染拡大防止策を講じています。
- 旅館業法第6条又は住宅宿泊事業法案8条に基づく宿泊者名簿への正確な記載を励行し、宿泊者の状況把握に努めています。
- 緊急の場合に宿泊者が受診するための医療機関を把握しています。
- チェックイン時に宿泊者に対し必要書類の提出を求め、必要な回数のワクチン接種証明又は検査結果の陰性の提示を求めて割引利用条件を満たしていることを確認します。
- 定められた枚数の鳥取県電子観光クーポン券取得カードの配布を（旅行会社・OTAからの申し込み含む）実施します。
- 鳥取県電子観光クーポン券取得カードは金券として厳重に管理し、在庫管理で過不足があった際は宿泊施設にて責任を負い、事業終了後は返却します。
- 登録申請書、実績報告書、アンケート等提出書類に不備や事実との異なる記載等があった場合は、支援金の返金や精算できないことに同意いたします。
- 事務局が本事業に関する実施状況、経理の状況等について調査を実施する場合、事務局の指示に従う等、誠実に対応します。
- 本事業に関する実施状況、経理の状況等について適切な運営管理のため、事務局が予告なく宿泊施設に調査に入ることを承認するとともに各種書類の求めに応じます。
- 本事業の割引で、割引額分の立替及び清算の業務が発生することを承認します。
- 新型コロナウイルス感染症拡大等に伴い県が事業の中断・中止を決めた場合に発生するキャンセル料についても自社のキャンセルポリシーに基づき対応し、キャンセル料を県及び事務局へ請求しません。
- この同意内容に反する場合、虚偽の申請等、悪質な事例が発生した場合は登録の取消しや法的措置となった場合でも異議は一切申し立てません。

ウェルカニとっとり得々割 事務局 御中

令和 年 月 日

住 所
事業者名
代表者名

印